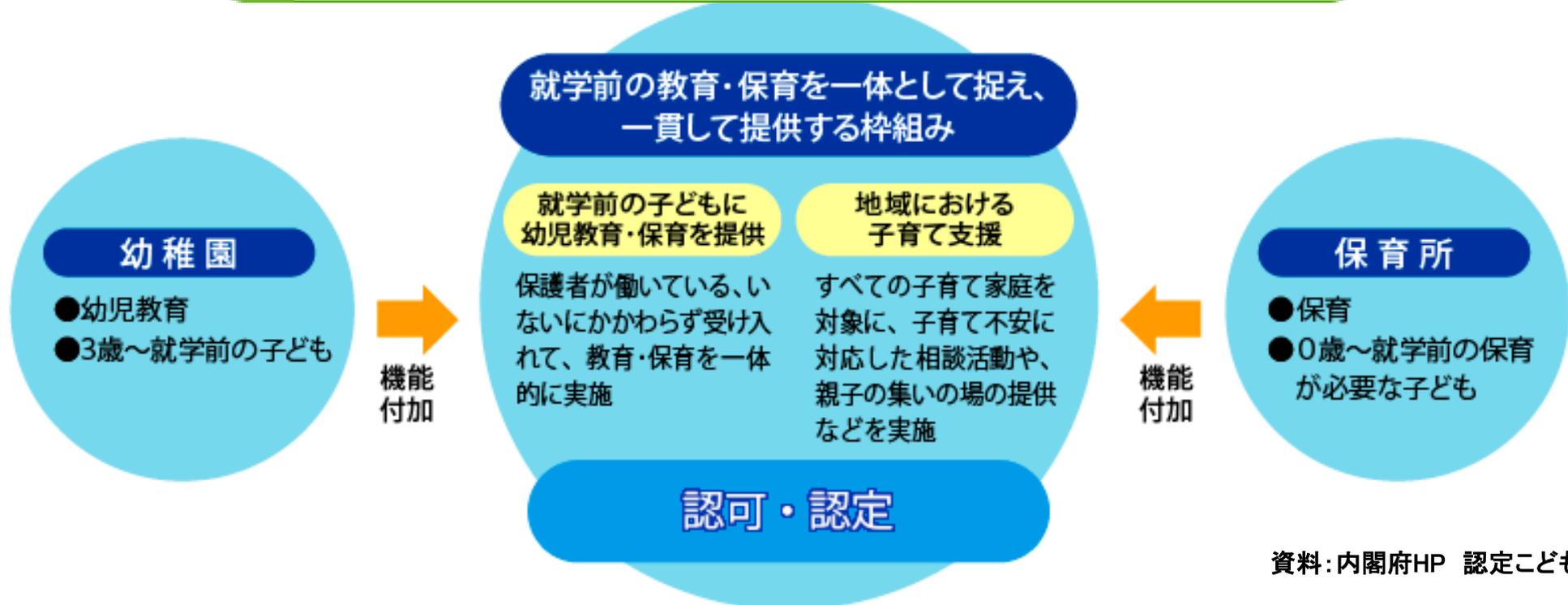


# 認定こども園の概要

## 認定こども園とは？

○教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。以下の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は県から認定を受けることができます。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能  
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能  
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



# 認定こども園の類型比較

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	幼児園
施設の位置づけ	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ一体型の施設	幼稚園がベースで保育所的な機能を備える施設	保育所がベースで幼稚園的な機能を備える施設	幼稚園と保育所が単に併設されているだけの施設
職員の要件	幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要(保育教諭)	以上児⇒いずれかの免許で可 未満児⇒保育士資格が必要 学級担任⇒要幼稚園教諭免許	以上児⇒いずれかの免許で可 未満児⇒保育士資格が必要 学級担任⇒要幼稚園教諭免許	幼稚園⇒幼稚園教諭免許 保育所⇒保育士資格
給食の提供	自園調理が原則 (特区対応)	3歳以上児は外部搬入可 3歳未満児は自園調理 (特区対象外)	自園調理が原則 (特区対応)	幼稚園⇒外部搬入可 保育所⇒自園調理(特区対応)
開園日・時間	39週以上の実施の確保 11時間開園、土曜日開園が原則	8時間を原則とし、地域の実情に応じて設定可	11時間開園、土曜日開園が原則	幼稚園⇒地域裁量可 保育所⇒11時間開園、土曜日開園
近隣の事例	清流みずほ認定こども園	大野クローバー幼稚園	大野町	本巢市
メリット・特徴など	「幼保連携形認定こども園教育・保育要領」に基づいて計画策定が必要	幼保連携形認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育要領、保育指針に基づく教育・保育を行う	幼保連携形認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育要領、保育指針に基づく教育・保育を行う	それぞれ教育要領、保育指針に基づく教育・保育を行う
施設要件	特別な事情で3階も可 (3階以上は原則3歳未満児) 園舎、園庭面積基準あり	園舎は原則2階建てまで 園舎、園庭面積基準あり	園舎は3階建ても可 園舎、園庭面積基準あり	それぞれ保育所、幼稚園の基準に従う。
補助金等	文科省 国庫補助1/3	文科省 国庫補助1/3		

# 幼保連携部会の予定

